

事業者の皆さんへ



「富士市持続化プラス給付金」

をご利用ください!

給付額 1事業者当たり一律10万円(複数の事業を営む場合も同額)

市は、独自の通称「富士市持続化プラス給付金」(富士市新型コロナウイルス対策事業持続化支援給付金)を、感染症に関連して売上げが減少した事業者に支給します。この給付金は、事業全般に活用できます。

申請受付について

申請期間/7月15日(水)～令和3年1月15日(金)(消印有効)

申請方法

10月2日(金)までは、直接または郵送で、〒417-0052 中央町2-7-11 ラ・ホール富士2階多目的ホール「富士市持続化プラス給付金受付会場」へ
 ※10月5日(月)以降は、市内の他の公共機関での受付を検討してください。

制度について詳しくは
要項をご覧ください

要項配布場所

- 7月14日(火)まで 市役所
- 2階市民ホール特設配布窓口、
- 7月15日(水)から 市役所
- 5階商業労政課
- 7月15日(水)～10月2日(金)
- ラ・ホール富士2階多目的ホール

※市ウェブサイトでも確認できます。

 ▲詳しくはこちら

●● 富士市持続化プラス給付金を受給するには ●●

	中小法人など	個人事業者など
給付対象	富士市内に事業所があり、以下の2項目を満たす継続的に事業を続ける意志のある中小法人など ①資本金の額または出資の総額が10億円未満であること ②資本金の額などが定められていない場合は、従業員数が2,000人以下であること ※NPO法人や農業法人など会社以外の法人も含まれます。	令和2年1月1日時点で富士市に住民登録があり、継続的に事業を営んでいて、今後も事業を続ける意志のある個人事業者など
給付要件	①令和2年9月1日以前から事業により事業収入を得ていること ②令和2年1月～12月に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年同月比などで事業収入が30%以上減少した月があること ※平成30年12月以前から事業を行っている場合は前年同月の事業収入を比較するなど、開業時期によって比較方法が異なります。詳しくは要項をご覧ください。 ※事業収入が30%減少している月を「対象月」、その基となる月を「基準月」と呼びます。給付金を受けるには、中小法人などで基準月の月額事業収入が30万円以上あること、個人事業者などで同じく20万円以上あることが必要です。	
提出書類	★給付金給付申請書 ●「対象月」の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控えの写し ●「対象月」の月間事業収入が分かるもの ●法人市民税確定申告書の控えの写し ★誓約書兼同意書 ●法人名義の振込先口座の通帳の写し	★給付金給付申請書 ●確定申告書の控えの写し ●「対象月」の月間事業収入が分かるもの ●本人確認書類の写し ★誓約書兼同意書 ●申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

※提出書類の★は市ウェブサイトからダウンロードできます。また、上記以外の書類が必要になる場合があります。

問合せ/7月14日(火)まで 商業労政課 ☎55-2907 ☎55-2971
 新型コロナウイルス対応事業者総合支援窓口 ☎52-6777
 7月15日(水)から 富士市持続化プラス給付金コールセンター ☎52-6855